

# 令和4年 第10回定例教育委員会

令和4年10月20日(木)  
午後6時30分から  
宮代町役場202会議室

## 1 開会の宣言

教育長

## 2 あいさつ

## 3 概要報告

## 4 事務局報告

- (1) 教育総務関係 . . . . . P1
  - ア 令和4年度教育委員会事務事業(上半期)の執行状況について(別冊)
- (2) 学校教育関係 . . . . . P2
  - ア 11月の行事予定について
  - イ 11月の事業予定について
- (3) 生涯学習関係 . . . . . P4
  - ア 11月の事業予定について

## 5 審議案件

- 議案第26号  
宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(調整区域)について . . . . P5
- 議案第27号  
宮代町立小・中学校通学区に関する就学承認(通学区域外)について . . . P7
- 議案第28号  
令和4年度臨時宮代町教育委員会表彰の承認について . . . . . P15

## 6 その他

## 7 次回教育委員会について

令和4年11月25日(金)午後6時～ 宮代町役場202会議室

## 8 閉会宣言

教育長

## 4 事務局報告

### (1) 教育総務関係

ア 令和4年度教育委員会事務事業（上半期）の執行状況について

別冊「教育委員会事務事業の執行状況（上半期）」

## (2) 学校教育関係

### ア 11月の行事予定

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前  
 小学校4校：小 中学校3校：(中)

日付	小学校	中学校
1日(火)	彩の国教育週間～7日 授業公開(須) 社会科見学(5年)(笠)	彩の国教育週間～7日 全校教育相談(三者面談)～11日(須) 公開授業1～7日(百)
2日(水)	歯みがき集会(須)	音楽祭(前) 学校評議員会(前)
3日(木)	文化の日	文化の日
4日(金)		三者面談～11日(前)
5日(土)		県駅伝大会(中)
6日(日)		
7日(月)	不審者対応避難訓練(百)	生徒会役員選挙(須) 全校教育相談期間～11日(百)
8日(火)	田んぼの学校(5年)(須)	
9日(水)	修学旅行～10日(須) 校内絵画展～10日(百) 田んぼの学校(5年)(笠)	
10日(木)		第3回東部地区学力検査(中)
11日(金)	東部南地区音楽会(東小6年出場)	
12日(土)		PTAバザー(前)
13日(日)		
14日(月)	県民の日	県民の日
15日(火)		
16日(水)		生徒会引き継ぎ式(須)
17日(木)	町委嘱研究発表会(東)	放課後の学習会～18日(須) 歯磨き指導(2年)(須) 期末テスト(3年)～18日(百)
18日(金)	ふれあいデー(笠) 芸術鑑賞教室(東)	町委嘱研究発表会(前)
19日(土)	ふれあいデー(百) 宮代道德の日 校内持久走大会(須) PTAバザー(須)	宮代道德の日

	土曜公開 校内持久走大会 (百) 笠原まつり 学校公開日 (笠)	
20日 (日)		
21日 (月)	ふれあいデー (須・東) 振替休業日 (百) 教育実習開始 (東)	ふれあいデー (須) (百) 期末テスト (3年) ~ 22日 (須)
22日 (火)	個人面談 ~ 29日 (須) 振替休業日 (笠)	ふれあいデー (前)
23日 (水)	勤労感謝の日	勤労感謝の日
24日 (木)	個別懇談 ~ 30日 (東) 校内絵画展 (東)	期末テスト (3年) ~ 25日 (前)
25日 (金)	学校保健委員会 (東) 校内持久走大会 (笠)	
26日 (土)	ロードレース大会 (東) 町内美術展 ~ 27日 (各校展示) (小)	町内美術展 ~ 27日 (各校展示) (中)
27日 (日)		
28日 (月)		
29日 (火)	なかよし作品展 ~ 12/4まで (小) 書きぞめ競書会 (笠)	なかよし作品展 ~ 12/4まで (中) 放課後の学習会 ~ 30日 (須)
30日 (水)		

イ 11月の事業予定について (教育委員会)

日付	内 容	場 所
4日 (金)	教育長ヒアリング (小中学校)	役場 203 会議室
4日 (金)	第4回就学支援委員会専門委員会	役場 202 会議室
9日 (水)	第2回就学支援委員会	保健センター2階
15日 (火)	子ども環境会議	オンライン
16日 (水)	人権教育担当者会	役場 204 会議室
17日 (木)	I C T活用法研修会	オンライン
22日 (火)	第2回いじめ不登校対策連絡会議	役場 202 会議室
25日 (金)	社会科副読本編集委員会	役場 203 会議室
29日 (火)	支援担当訪問	百間中
30日 (水)	子ども人権講座	百間小・東小

## (4) 生涯学習関係

### ア 11月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
13日（日）、 27日（日） 13:30～15:30	<p>▼令和4年度こども大学みやしろ</p> <p>日本工業大学と町、企業・団体が連携して子どもの好奇心を育む機会を提供する子ども大学を実施する。</p> <p>対象 町内小学4～6年生（34名）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3回講義 11月13日（日） 内容 「SDGs たんけんたい！」 講師 日本工業大学 学生環境推進委員会</li> <li>・第4回講義（修了式） 11月27日（日） 内容 「光の謎」 講師 日本工業大学 基幹工学部 応用科学科 教授 大澤正久 氏</li> </ul>	日本工業大学
11日（金） 15:00～17:00	<p>▼有害図書等取扱店舗の巡視（予定）</p> <p>子ども・若者育成支援協調月間（11月）の取り組みとして青少年の健全な成長を阻害するおそれのある図書や雑誌、DVD、CDが町内の店舗で陳列されていないか巡回するもの。</p> <p>協力 町青少年育成推進員</p>	町内店舗 （コンビニ等）

議案第26号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認（調整区域）について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第7条の規定に基づく調整区域居住者の就学希望の承認について、同規則第8条の規定により議決を求める。

令和4年10月20日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、調整区域居住者の選択校への就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

令和5年度入学予定 学校の自由選択制に伴う児童生徒異動集計（調整区域）

	異 動 前								異 動 後								増 減
	須賀小 へ	百間小 へ	東小へ	笠原小 へ	須賀中 へ	百間中 へ	前原中 へ	計	須賀小 から	百間小 から	東小か ら	笠原小 から	須賀中 から	百間中 から	前原中 から	計	
須賀小		0	0	3				3		0	0	0				0	▲ 3
百間小	0		0	4				4			0	0				0	▲ 4
東 小	0	0		45				45	0	0		0				0	▲ 45
笠原小	0	0	0					0	3	4	45					52	52
須賀中						1	0	1						0	0	0	▲ 1
百間中					0		0	0					1		8	9	9
前原中					0	8		8					0	0		0	▲ 8
小学校計	0	0	0	52				52	3	4	45	0				52	
中学校計					0	9	0	9					1	0	8	9	
合 計	0	0	0	52	0	9	0	61	3	4	45	0	1	0	8	61	

※希望理由

(1) 小学校

- ・兄弟姉妹が通学している
- ・教育理念
- ・友人がいる
- ・学校環境
- ・本人の希望
- ・近い学校
- ・通学路が安全
- ・共働きのため送迎が便利
- ・保護者の卒業校
- ・学童が魅力的
- ・家を建てる予定

(2) 中学校

- ・近い学校
- ・小学校から引き続き
- ・部活動の関係
- ・友人がいる

議案第27号

宮代町立小・中学校通学区域に関する就学承認（通学区域外）について

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則第10条の規定に基づく通学区域外居住者の就学希望の承認について、同規則第11条の規定により議決を求める。

令和4年10月20日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則により、通学区域外居住者の就学希望を承認するため、この案を提出するものである。

令和5年度入学予定 学校の自由選択制に伴う児童生徒異動集計（通学区域外）

	異 動 前								異 動 後								増 減
	須賀小 へ	百間小 へ	東小へ	笠原小 へ	須賀中 へ	百間中 へ	前原中 へ	計	須賀小 から	百間小 から	東小か ら	笠原小 から	須賀中 から	百間中 から	前原中 から	計	
須賀小		0	0	3				3		0	0	0				0	▲ 3
百間小	0		0	1				1	0		1	0				1	0
東 小	0	1		3				4	0	0		0				0	▲ 4
笠原小	0	0	0					0	3	1	3					7	7
須賀中						0	0	0						0	0	0	0
百間中					0		0	0					0		22	22	22
前原中					0	22		22					0	0		0	▲ 22
小学校計	0	1	0	7				8	3	1	4	0				8	
中学校計					0	22	0	22					0	0	22	22	
合 計	0	1	0	7	0	22	0	30	3	1	4	0	0	0	22	30 <sup>0</sup>	

※希望理由	
(1) 小学校 ・兄弟姉妹が通学している ・教育理念 ・友人がいる ・通学路の安全 ・学童が魅力的 ・祖父母の家に近い ・家を建てる予定	(2) 中学校 ・部活動の関係 ・小学校から引き続き ・近い学校 ・友人がいる ・兄弟姉妹が通学している

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則

平成23年12月15日

教委規則第8号

改正 平成27年12月17日教委規則第6号

宮代町立小・中学校通学区域に関する規則（平成14年宮代町教育委員会規則第8号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第2章 調整区域制度

第3章 自由選択制度

第4章 転学

第5章 雑則

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、宮代町小・中学校管理規則（平成23年宮代町教育規則第23号）第16条の規定に基づき、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）の通学区域に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（通学区域）

第2条 学校の通学区域は、別表第1に定めるとおりとする。

（学校の指定）

第3条 教育委員会は、小学校就学の年齢に達し就学する児童、小学校を卒業して中学校に就学する生徒及び他の市町村からの転入者について、前条に定めるところにより就学すべき学校をそれぞれ指定するものとする。

（通学方法）

第4条 通学区域からの通学方法は、各学校長が決定するものとする。

2 通学区域外からの通学方法は、保護者、教育委員会及び学校長の協議により決定するものとする。

(受入れ人数の決定及び公表)

第5条 各学校の受入れ人数は、小学校第1学年の全学級が35人、中学校第1学年の全学級が40人を満たすまでとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、埼玉県教育委員会の施策並びに当該学校の状況及び児童生徒数の推移等を考慮して受入れ人数を増減することができるものとする。

3 教育委員会は、前2項の規定に基づき各学校ごとに受入れ人数を決定し、町広報紙及び町公式ホームページ等により町民に公表するものとする。

## 第2章 調整区域制度

(調整区域)

第6条 第2条の規定にかかわらず、教育委員会は、学区に関して弾力的な取扱いをすることができる区域（以下「調整区域」という。）及び当該調整区域に住所を有する者が選択することができる学校（以下「選択校」という。）を別表第2に定める。

(選択校の申請)

第7条 調整区域に住所を有する者の保護者が選択校を希望するときは、教育委員会が定める日までに調整区域居住者の就学希望申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

(選択校の決定等)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、調整区域居住者の就学希望承認通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

## 第3章 自由選択制度

(自由選択制)

第9条 第2条及び第6条の規定にかかわらず、宮代町内に住所を有する者で、年度の初めから学校の第1学年に入学する者は、就学すべき学校を選択することができる。

(自由選択校の申請)

第10条 学校選択を希望する者の保護者は、教育委員会が定める日までに通学区域外居住者の就学希望申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

(自由選択校の決定等)

第11条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、審議の上、就学すべき学校を指定し、通学区域外居住者の就学希望承認(不承認)通知書(様式第4号)により保護者に通知するものとする。

(抽選)

第12条 教育委員会は、第10条に基づく申請が、第5条に定める受入れ人数を超えたときは、公開による抽選により就学できる者を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による抽選の結果、希望する学校に就学できることとなった者の保護者に対し、前条に規定する通知書により通知するものとする。

(補欠員の登録)

第13条 教育委員会は、抽選の結果、希望する学校に就学できなかった者について、各学校ごとに補欠員として登録するものとする。この場合において、抽選により登録順を定めるものとする。

2 前項の登録の有効期限は、教育委員会が定める日までとする。

(補欠員の就学変更)

第14条 教育委員会は、前条第2項に規定する日までに補欠員の受入れが可能となったときは、補欠員上位の者から就学変更の希望を確認するものとする。

2 教育委員会は、前項の確認において就学変更を希望する旨の回答を受けたときは、審議の上、就学指定変更通知書(様式第5号)により保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、第1項の確認において就学変更を希望しない旨の回答を受けたときは、補欠員としての登録を抹消するものとする。

## 第4章 転学

### (転学の申請)

第15条 学校に通学する者の保護者が転学を希望するときは、転学申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

### (転学の決定等)

第16条 教育委員会は、前条の申請を受理したときは、審議の上、転学承認（不承認）通知書（様式第7号）により保護者に通知するものとする。

## 第5章 雑則

### (委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成27年教委規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

学校名		通学区域
前原中学校	百間小学校	宮代町字東、字中、字金原、字逆井、字山崎、字西原、字姫宮、字川端、字宮東、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、東姫宮一丁目、東姫宮二丁目
須賀中学校	須賀小学校	宮代町和戸一丁目、和戸二丁目、和戸三丁目、和戸四丁目、和戸五丁目、宮代台一丁目、宮代台二丁目、宮代台三丁目、大字和戸、大字国納、大字西条原、大字東条原【ただし、笠原小学校区を除く】、大字須賀【ただし、東小学校区及び笠原小学校区を除く】
百間中学校	東小学校	宮代町宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、百間一丁目、百間二丁目、百間三丁目、百間四丁目、百間五丁目、百間六丁目、道佛一丁目、道佛二丁目、道佛三丁目、字中島、字道佛、大字須賀のうち【1693～1697、1700、1701、1704、1705、1709～1726、1872～1887番地】
	笠原小学校	宮代町本田一丁目、本田二丁目、本田三丁目、本田四丁目、本田五丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、笠原一丁目、笠原二丁目、学園台一丁目、学園台二丁目、学園台三丁目、字百間、大字東条原のうち【830～1015番地】、大字須賀のうち【1、41、45～48、58、85、110、127～173、175～230、291～311、472～478、1501番地】

別表第2（第6条関係）

学校名		調整区域
前原中学校	百間小学校	〔区域なし〕
須賀中学校	須賀小学校	〔区域なし〕
百間中学校	東小学校	〔D区域前原中学校区より〕 字宮東198～214、218、339～450、733～737、740～745、911、921～924、931～1013
	笠原小学校	〔A区域須賀中学校区より〕 大字須賀546、552～583、641～693、964～1019、1099～1110、1121～1123、1629～1639、1727～1760、1766～1803、1810～1811、1892～1938、1973～1991、大字東条原775、777～784、794、798～800 〔B区域東小学校区より〕 字道佛、宮代一丁目、宮代二丁目、宮代三丁目、道佛一丁目、道佛二丁目、道佛三丁目 〔C区域前原中学校区より〕 字山崎、字逆井

議案第28号

令和4年度臨時宮代町教育委員会表彰の承認について

別紙の候補者を宮代町教育委員会表彰受賞者として承認することにつき議決を求める。

令和4年10月20日提出

宮代町教育委員会  
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

宮代町教育委員会表彰規程第2条及び宮代町教育委員会表彰規程取扱要領に基づき表彰候補者を決定するため、この案を提出するものである。

## 宮代町教育委員会表彰規程

平成元年4月1日

教委規程第 2号

(目的)

第1条 この規程は、宮代町の教育、学術、文化及び体育の振興発展に貢献し、他の模範となるものの表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体を選考し、表彰する。

- (1) 教育、学術、文化及び体育の振興発展に功績が顕著であるもの
- (2) 教育関係職員で、その業績が特に優秀であるもの
- (3) 教育、文化及び体育等関係団体の活動の推進等に貢献し、その功績が顕著であるもの
- (4) その他特に表彰に値すると認められるもの

(表彰の方法)

第3条 表彰は、教育委員、校長及び団体の長等の推薦により教育委員会で選考の上、これを行う。

2 表彰者には表彰状(又は感謝状)を授与する。なお、副賞又は記念品を加授することができる。

(表彰の時期)

第4条 表彰は、毎年1回必要に応じて行う。ただし、特に必要がある場合は、臨時に行うことができる。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、表彰についての必要な事項は、別に教育委員会が定める。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

## 宮代町教育委員会表彰規程取扱要領

### 第1 趣旨

この要領は、宮代町教育委員会表彰規程(平成元年教委規程第2号。以下「規程」という。)第5条に基づき必要な事項を定めるものとする。

### 第2 選考基準

規程第2条各号に定める個人又は団体は、次の基準を満たすものの中から選考するものとする。

- 1 教育委員で、2期(8年)以上在職し、その職を退任した者
- 2 町内小・中学校に勤務した校長・教頭で、5年以上在職し、町外に転出及び退職した者
- 3 町内小・中学校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師で、5年以上在職し、その職を退任した者
- 4 社会教育委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 5 公民館長で、5年以上在職し、その職を退任した者
- 6 図書館協議会委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 7 文化財保護委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 8 スポーツ推進委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 9 奨学生選考委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 10 公民館運営審議会委員で、3期(6年)以上在職し、その職を退任した者
- 11 その他の委員で6年以上在職し、その職を退任した者
- 12 町内小・中学校のPTA会長又は副会長として、小・中学校合わせて3年以上の在職年数を有する者で、その職を退任した者
- 13 その他特に必要と認められるもの

### 第3 表彰状等の様式

表彰状・感謝状の様式については、別紙様式のとおりとする。

### 第4 庶務

表彰に関する庶務は、教育推進課教育総務担当で行う。

平成13年5月15日	教育委員会承認
平成15年4月24日	教育委員会承認
平成30年2月22日	教育委員会承認
令和2年2月20日	教育委員会承認

別紙（議案第28号関係）

令和4年度臨時宮代町教育委員会表彰 候補者一覧

氏 名	選 考 理 由	種 別	選 考	備 考
1 <small>あかいし</small> 赤石 <small>ゆきお</small> 幸夫	平成24年度より現在まで約10年間に渡り、宮代町史の解明に必要な情報が記された古文書等を継続的に寄贈いただきました。令和4年9月現在で約800点近くとなり、また価値も高額となることから、この度約10年を節目として感謝状を贈呈したい。	感謝状	可・否	選考基準 13 その他特に必要と認められるもの